

■マイナンバーカード普及を狙い、健康保険証利用を進める

5月15日に成立した「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」が導入される。

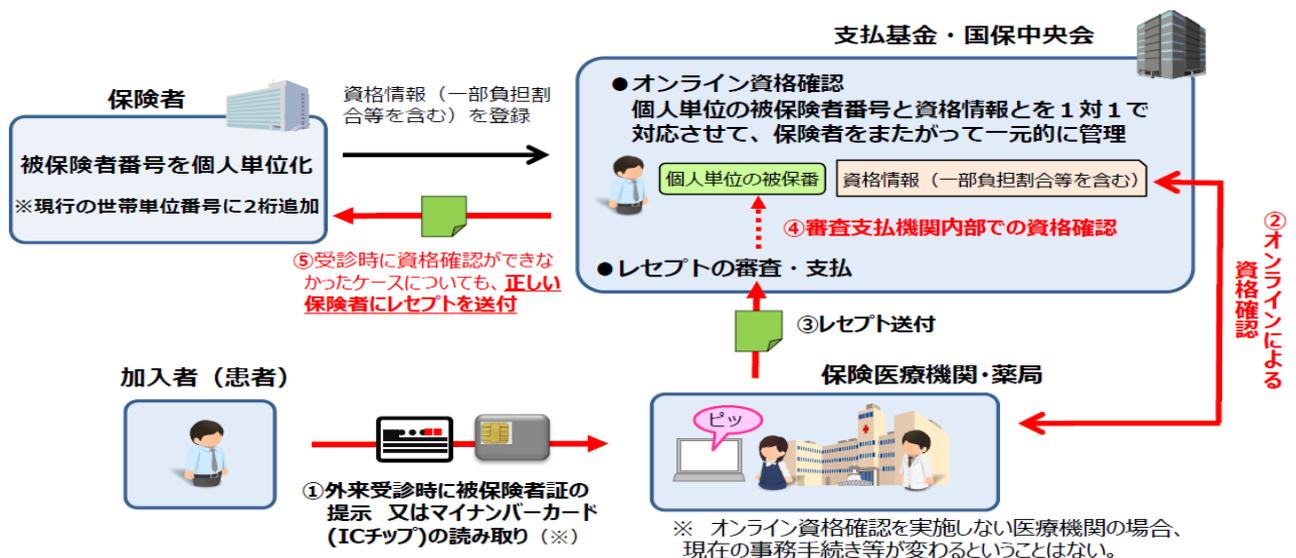
オンライン資格確認導入と一体で進める

保険医療機関（保険薬局・訪問看護事業者も対象）の窓口で、マイナンバーカードの提示を求め、顔写真を確認した上で、備え付けてあるカードリーダー（読み取り端末）で、カードのICチップを読み取る。ICチップ内の電子証明書によって、被保険者資格・生涯履歴等を一元管理している支払基金や国保中央会のサーバーにアクセスし、本人確認と資格情報などの確認がリアルタイムで可能となる。（図1）

ただし、マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前に被保険者自身が健康保険証と関連づける利用手続き（「初回登録」の処理）を行う必要がある（来年4月からカード交付時に初回登録の予約を開始する）。

新しい診療システムは2021年3月からスタートするが、導入するかどうかは医療機関等の任意である。導入に当たって国は医療情報安定化基金をつくり、システムの初期導入費用を補助する。厚労省は、資格喪失後の受診に伴う事務コストの解消や、高額療養費制度の限度額適用認定証の発行業務の削減などが期待できるとしている。

図1 オンライン資格確認システム



保険証でもオンライン資格確認は可能

現在、健康保険証は世帯単位の番号が記載されているが、2021年4月に、新規発行の健康保険証に個人を識別する2桁の番号を追加して個人単位とし、オンライン化する。また、2桁番号がない健康保険証の場合でも、保険者番号・被保険者記号・番号（世帯単位）・生年月日の月日（4桁）を入力すれば、オンライン化できる。

したがって、オンライン資格確認は、健康保険証でも可能になるので、マイナンバーカードを利用する必要はまったくない。医療機関では、マイナンバーカードを利用して受診する患者と、健康保険証で受診する患者が出てくる。さらに、健康保険証は2桁番号があるものと、ないものに分かれる。窓口での受け付けがとても煩雑になる。

しかも、窓口ではマイナンバーカードは預からないことになっているが、カードのICチップをカードリーダーで読み取る際の操作には、高齢者など不慣れな人や障害がある人の場合、医療機関の職員の手出しが必要になる。「人に見せてはならない」などと言われているが、本人以外の方がマイナンバーカードと接触するのは避けられない。

また、健康保険証利用のため、日常的にマイナンバーカードを持ち歩けば、紛失や番号の漏洩、盗難などの危険が高まる。

9割超える医療機関の導入めざす

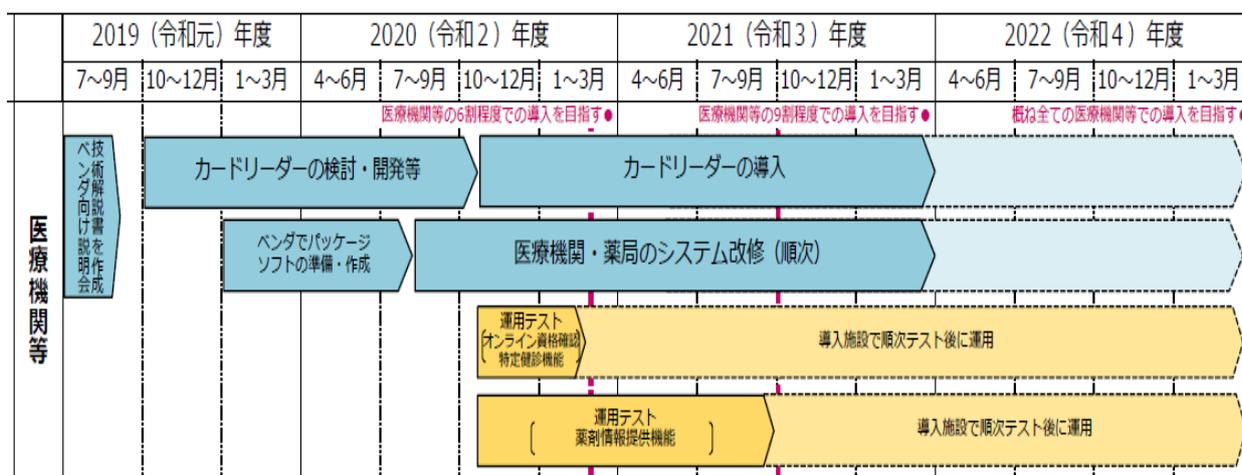
閣議決定した「骨太の方針2019」は、「Society5.0社会の国民共有の基盤」として、「マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築」を掲げ、「マイナンバーカードの健康保険証利用を進めく中略>2021年3月から本格運用する」ことを盛り込んだ。

9月3日には「デジタル・ガバメント閣僚会議」（議長＝菅義偉官房長官）が、マイナンバーカードの健康保険証利用の全体スケジュールを提示。運用開始時期である2021年3月末に6割程度、2022年3月末（診療報酬改定に伴うレセプトオンライン請求システムの改修時）に9割程度、2023年3月末には全国約22万の医療機関等のほぼすべてで導入を目指すとしている。（図2）

一方、保険者ごとのマイナンバーカード取得の促進については、国家公務員共済組合・地方公務員共済組合は2019年度内にカードの一斉取得を進め、2022年度中にほとんどの被保険者がカードを取得・初回登録することを想定している。

各保険者には、健康保険証の発行時や更新時、医療費通知や健診受診票の送付の際を通じてカードの取得と初回登録の促進に取り組むよう求めている。しかし、6月12日に開かれた社会保障審議会・医療保険部会の議論では、▽マイナンバーカードの普及促進が保険者の義務・責務のような印象を受ける▽マイナンバーカードが仮に100%発行されたとしても、現在の健康保険証は発行しなければならない。保険者の管理業務が増える——などの意見が出された。

図2 医療機関等のシステム整備の工程表



出所:2019年9月3日、デジタル・ガバメント閣僚会議

マイナンバーカードでの受診に一本化

マイナンバーカードの交付枚数は1755万枚で、普及率は全人口の13.8%でしかない(8月8日現在)。オンライン資格確認を導入し、健康保険証として利用できるようにして、この遅れを一気に挽回しようというわけである。

デジタル・ガバメント閣僚会議では、「マイナポイント」(国費でポイント付与)の実施時期の2020年7月末に3000~4000万枚、健康保険証利用時期の2021年3月末に6000~7000万枚、医療機関等のシステム改修時期に9000万~1億枚、2023年にはほとんどの住民に普及していることを想定している。

政府は、「将来的に保険証の発行を不要としてマイナンバーカードのみの運用に移行を目指していく」としており、最終的にはマイナンバーカードと健康保険証カードを一体化し、マイナンバーカードによる医療機関受診の一本化を目指している。

政府による個人情報管理と漏洩の懸念

マイナンバーカードの普及が大きく進めば、個人の医療、介護、年金、税にかかわる情報がすべてマイナンバーカード一つに紐づけられ、政府による国民の個人情報管理が一気に進むことが懸念される。当然、個人情報が漏洩する危険も高まる。

今回の健康保険法等改定では、医療・介護のデータを連結・解析して、製薬会社や保険会社などの民間企業に提供することが解禁された。知らないうちに個人情報が大企業に流される心配がある。

マイナンバーカードによるオンライン資格確認・健康保険証利用は、医療現場に混乱を招くだけである。

(文責:医療動向モニタリング小委員会委員 寺尾正之)